

令和5年度さいたま市再犯防止推進協議会 議事録

日時	令和6年1月29日(月) 10時～12時00分
場所	大宮区役所 6階 大会議室
出席者等	<p>【出席委員】</p> <p>沢崎 俊之 埼玉大学 名誉教授</p> <p>平原 興 埼玉弁護士会 弁護士</p> <p>後藤 宏道 さいたま大宮地区保護司会 保護司</p> <p>柴崎 八重 さいたま浦和地区更生保護女性会 顧問</p> <p>清水 義恵 更生保護法人清心寮 理事長</p> <p>吉田 拓人 埼玉県地域生活定着支援センター センター長</p> <p>利根川 善次 青少年育成さいたま市民会議 補導委員会 委員長</p> <p>村澤 文子 さいたま地方検察庁 総務部 検事</p> <p>西村 朋子 さいたま保護観察所 次長</p> <p>村上 儀浩 川越少年刑務所 総務部 調査官</p> <p>熊谷 涉 さいたま少年鑑別所 地域非行防止調整官</p> <p>大園 雄介 東京矯正管区 更生支援企画課 課長</p> <p>上松 智江 浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官</p> <p>鈴木 朋憲 埼玉県警察 さいたま市警察部 総務課 企画補佐官</p> <p>吉野 博之 さいたま市社会福祉協議会 事務局長</p> <p>野中 味恵子 さいたま市民生委員児童委員協議会 理事</p> <p>【事務局】</p> <p>さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課職員5名</p> <p>【欠席委員】</p> <p>白石 宏行 白石工業株式会社 相談役</p> <p>辻本 俊之 NPO 法人埼玉ダルク 施設長</p>

配布資料

- ・ 令和5年度さいたま市再犯防止推進協議会 次第
- ・ 資料1 さいたま市再犯防止推進協議会 委員名簿
- ・ 資料2 令和5年度さいたま市再犯防止推進協議会 席次表
- ・ 資料3 さいたま市の再犯防止の進捗状況について
- ・ 資料4 令和4年度さいたま市再犯防止推進計画進捗管理表

1 開会

2 委員の御紹介

事務局 資料1・2に基づき説明

3 議事

(1) 令和3年度さいたま市の再犯防止の進捗状況について

事務局 資料3・4に基づき説明

平原委員（埼玉弁護士会）

1つはですね、ちょっと自分がわからないので詳しく教えていただければありがたいなと思ったところなんですけど、各事業の進捗状況の「1. 就労居住の確保等のための取組14事業」、7ページですね。こちらの方で、居住支援協議会の活動を通じて、居住支援にかかる8団体と連携し云々ということで支援を行いましたというふうに書かれていて、支援の状況っていうことについてはあまり具体的なことが書かれていなかったのですけれども、この居住支援協議会の活動を通じて、個々の支援が行われるというちょっと仕組みのことについて少し説明いただいて、それがどの程度、実数的なところなのかもしれないですけど、どの程度この期間中には出されていたのかということなど、伺えたらありがたいなというふうに思っています。

事務局

居住支援法人の入居支援の推進についてだと思っておりますけれども、自身で物件を探すことが困難だった相談があった場合、本人の状況、年齢や希望入居地域、年収などというところを聴取した上で、居住支援法人にお伝えし、相談者からの希望に応じて面接を行い、本人の一応希望等を勘案した上で、どういった支援が具体的にできるかというところを直接居住支援法人と本人でやりとりし、支援を決定すると聞いているところでございます。

平原委員（埼玉弁護士会）

そうすると居住支援協議会の活動を通じてとあるので、何か支援を受けるにあたってこの活動とかに何か乗っかってくるとか、そのプロセスとしてそこが加わってくるというのはどういう仕組みか、この協議会というのはどういう位置付けになるのかを伺えればと思ったのですけれども。

事務局

所管課からの聞き取りにはなるのですけれども、個別の事例など今後の取り組みなどが主に話し合われているものと聞いております。

平原委員（埼玉弁護士会）

わかりました。そうすると個別の支援を受けるにあたって、この協議会が直接何かプロセスに関わるということではないのですね。支援全体をやっていく上で、この活動を通じて、様々な支援活動が構築されていますと、そういうご説明だということでもいいですか。

事務局

はい。

平原委員（埼玉弁護士会）

今度 10 ページのところですね。ここも右方のところの上の段、生活困窮者世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するために犯罪をした者等も含めて子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しましたということで、ここに書かれてるのは学習支援としての教室への出席率というところだけが挙がっているのですけれども、特に子どもと保護者の方にも必要だというところで挙げられてる具体的な支援というのは、全体としてはどのようなことがなされてるのか伺えればと思います。

事務局

生活困窮世帯の子どもの学習支援ですけれども、受付の窓口といたしましては、先ほど事例でもご紹介いたしました福祉まるごと相談窓口という各区の福祉課に設置されている窓口で対応しております。生活にお困りの方や福祉の様々な課題を抱えた方などの相談を包括的に受けとめ、その相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを行う総合的な相談窓口となっております。その中の支援のメニューの1つとして、学習支援教室を行っております。具体的には、それぞれの個々の学習の理解度などに応じた学習の支援、また、居場所づくりですね、実際にそこに集まって座談会を行ったりなど、そういう機会を設けることで、交流の居場所づくりと

いう機能を持っています。また、進学についての相談支援、それは保護者も含めて、本人、保護者に対して進学の支援、相談などを受け付けています。細かい情報を申し上げますと、NPO法人の方がさいたま市内では学習支援の活動を実施しております。中・高生については、市内13教室、小学生については市内10教室設置しまして、中・高生については、週2回、小学生については週1回のペースで、先ほど申し上げましたような、学習支援や交流の居場所づくり、進学支援といったことを行っています。NPOのスタッフだけではなくて市内の方からボランティアを募集しまして、地域の方々等と交流する場ということでも運営をされているところです。

平原委員（埼玉弁護士会）

そうすると、このパートのところで直接保護者の方への必要な支援ということについては、保護者もあわせて進学などに関する相談であるとか、受けられる補助であるとか、そういうような相談を受けられるということですね。

事務局

そうですね。そういう相談支援を行っています。

平原委員（埼玉弁護士会）

わかりました。元々はそのまると相談というところからスタートを切るような形になっているので、その中でまた、例えば、経済的な支援が必要だったりとか、そういう世帯ごとの支援が必要であれば、そういったものにも繋がっていているということなのですか。

事務局

複合的な課題を抱えてらっしゃるような世帯については、そういった別の福祉的な支援についても、福祉まると相談窓口の方で全体的なコーディネートを行っております。

平原委員（埼玉弁護士会）

もう1点だけ最後にいいですか。そうしますと、この福祉まると相談窓口という形で窓口を明確に一本化するとか、包括的にやれるようにしていただいた。これは私も相談を受ける立場とかで、どこに行ったらいいかと言われて選ぶ時に、こういう形になっているのは非常にありがたいし、使いやすいだろうなというふうに認識をしました。また、個別事例の報告も先ほどございましたところで、ここを契機に非常に色々な取り組みがされるきっかけになっているということを理解しました。たぶん、これは相談なので、どういうふうなケースをどういうふう到一个一個やっているか、そこまで

集計できるようなものでもないですし、あまり細かい情報を取りすぎるのもいかがかというところだとは思っておるのですけれども、各団体が支援会議を開催するなどという形で外部に呼びかけて、明確にこのような形での取り組みをするようなケースはどのぐらいあるのかというのを、感覚でもいいのですけれども、どの程度されているのか、もし伺えるようだったら聞いておきたいなと思いました。

事務局

所管課が違うので正確な数字ではないのですけれども、今仰った支援会議というのを福祉まるごと相談窓口でやっております、生活困窮者自立支援法 9 条に基づく支援会議として、本人の同意がなくても、出席者で個人情報を共有できるような会議体になっております、10 区あるのですけれども、随時で行うのは区で月に 1、2 件とか、各区でいうとそれぐらいの開催の頻度と伺っております。

平原委員（埼玉弁護士会）

ありがとうございました。月 1、2 件ぐらいかなと仰ったのですけれども、相談という形だと、本当に色んなものが舞い込んできて、何回も同じような方が来られることもあるだろうし、そういう意味では各所で月 1、2 件こういう会議が持たれるような取り組みをされていると聞いて、非常に大きな窓口だなと感じました。そこで最後にちょっと意見といいますか提案ということなのですけれども、今回この一例を出していただいたのは、こういうような取り組みをされているのだなということがよく分かりました。そこまで踏み込んだものじゃなくてもいいのですけれども、どんな方がどんなことで相談こられて、どんな対応、どういう部署と連携してどの程度対応したと、数行でまとまるぐらい入れればいいんですけれども、ケース紹介が色々あると、利用したいなっていうようなニーズを持つてる方と身近に接していて、ここ行ってみたらいいよっていうふうに助言したりする立場だと、ここはこういうところ場面で使えそうだなというふうに、理解する上で非常にありがたいので、そのような形のケース報告を 1 件 1 件の例は小さくても、どんなケースがあったかのご紹介を増やしていただいたら、ありがたいなと思います。

沢崎会長（埼玉大学）

最後のご提案は、福祉まるごと相談窓口の有効利用のために、支援者間で共有することで、一層支援が行き届くのではないかという提案だと思いますので、考えていただければと思います。

(2) 国・民間団体等の動向について

沢崎会長（埼玉大学）

国、民間団体の再犯防止等に関わる状況についてですが、ここでは、本協議会の設置目的である委員相互の情報共有を図るため、委員の皆様から、再犯防止に関する取り組みや昨今の動向、これは最近コロナ禍が少し落ち着いたところでの状況の変化などもあると思いますが、一言ずついただきたく思います。なお、皆様の活動等について、事前に周知を図るために資料を提出されている委員につきましては、併せてご説明をお願いいたします。順番としては、まず事前に資料を提出していただいております方から、報告していただきたいと思います。

熊谷委員（埼玉少年鑑別所）

お手元に更生保護令和5年11月号抜粋ということで資料を配らせていただいております。この雑誌自体はですね、更生保護の領域のものでございますので保護観察所であったりとか、保護司会、更生保護女性会の皆様のお手元にも届いているというふうに思いますけれども、その11月号にさいたま少年鑑別所が寄稿した文章を載せていただきました。さいたま少年鑑別所は、昭和24年から鑑別業務をずっとやってきていて、昭和51年から現在まで、高砂という地番で、業務を続けてきています。平成27年には皆様ご存じのとおり少年鑑別所法ができて、少年鑑別所の業務は従前の業務に地域援助業務が加わることとなりました。

それまでの少年鑑別所というのは、家庭裁判所からの依頼に基づき、少年が何で非行してしまったのか、そのメカニズムを解明して、処遇指針を立てて家庭裁判所指示ということを基本的な業務としてまいりました。そうした業務を続ける中で、非行少年を心理的にアセスメントする機能であったり、少年の行動を的確に観察して適切に対応する、声かけをしていくというような思春期の少年に専門的な対応をする機能であったりといったように、非行・犯罪領域における専門性がある程度蓄積されてきたと言えるかと思います。そこで、そういった専門的な知見を地域の安全安心に還元させることを目的として、平成27年から始まった業務が、地域援助業務でございます。従前、鑑別業務は少年に対して実施するものでございますが、地域援助業務は、対象を少年に限ることなくやっております。成人の方も含めて、犯罪や非行で困られてる方の相談を聞く、相談を聞いて解決に結びつけるという業務をやっています。また、犯罪とか非行で困っていらっしゃる方を支援している機関からの依頼を受けまして、我々でできることを調整した上で、支援していくということもやっております。

地域援助業務について、その件数は非常に伸びてきており、大局で見ると全国的に少年非行が減少しているとされる中で、そういった相談が伸びていくというこ

とに、若干の疑問を抱えつつ地域援助業務を行っているところですが、必要な方に必要な支援を適切にお届けするには、新型コロナウイルス感染症の蔓延で少し顔の見えにくくなった地域の関係機関の方との関係を再び顔の見える関係にしていく必要があると思っています。そうした問題意識もありまして、さいたま市の教育委員会、県の教育委員会、そして県警の方とご相談させていただいて、少年の健全育成に関する協定を締結しようという動きを作りました。本年4月から4機関で準備し、7月26日にその協定締結式を挙行することができました。警察と少年鑑別所の間での協定は全国で30件弱の締結事例がございましたが、県全体の教育機関も交えて協定を締結するということは、日本で初めての試みでございます。県とさいたま市の教育委員会が協定に加わったことにより、県内の全ての公立学校でお困りの児童・生徒の皆様やその保護者の皆様、学校の先生が非行や犯罪の関係で困った際、協定に基づく手続でSOSを出していただくことにより、円滑に県内全域に支援を届けることが可能となる体制が整ったことは少年の健全育成を支えるに当たっては非常に大きな意義があるものと考えています。そして、相互の協力が本協定の肝心なところでもあります。少年鑑別所としても、当所が持ち合わせない専門性や支援メニューと地域援助業務を行う中で提供できる支援メニューとを組み合わせ、より多様でニーズに即した支援の実現を可能とする枠組みができました。また、本協定で特筆すべきもう一つの点をご紹介します。我々は専門性を研鑽するという目的で様々な研修会を施設で実施しており、おそらくは学校や警察でも研修がなされているものと承知しています。対人援助や教育といった共通することの多い事柄を学ぶ際、より効果的にするにはどうすれば良いかという観点で、本協定では、協定締結機関においても役立つ内容の研修を企画するに当たっては、相互に案内し、一緒の場で勉強し、相互に連携や理解を高めつつ、それぞれの専門性を高めることを協定の内容に盛り込んでいます。

次に、令和5年7月26日から始まった協定に係る取組の現状について御紹介させていただきます。しばしば「協定は作って終わりというようなことも結構あることではないか。」という御指導を耳にします。現状は、警察からも、そして教育機関からも、協定に基づく支援依頼は複数件あり、実際に支援を開始し、終結した事例も何件あるという状況でございます。また、相互理解を高める研修につきましては、協定締結機関だけでなく、関係機関の皆様にも御案内し、毎月、少年鑑別所の見学会を企画・実施しております。従前、毎月の開催はできていなかったところではありますが、令和5年10月からは開始し、多くの御参加をいただきながら、共に勉強することができています。また、そのほかにも「少年の健全育成を考える研修会」という企画を警察のご協力をいただいて武蔵浦和駅すぐのラムザタワーで12月25日のクリスマスに実施させていただくこともできました。令和6年2月にも「少年の健全育成を考える研修会」の第2弾を実施する予定です。ぜひ、市民の皆様にと

って必要な時に必要な支援が円滑に届けられるよう、引き続き相互理解や専門性を高める機会を持ちつつ、皆様との関係を強固にしていくことができればと思っております。少年鑑別所の簡単なご紹介も含めまして、お時間いただきました。ありがとうございました。

上松委員（浦和公共職業安定所）

私の方からは、保護観察所更生保護施設への巡回相談事例というのを配布させていただきました。簡単にハローワークの業務をご説明させていただきたいのですが、職業相談部門というのは、一般職業相談部門と、私が所属しております専門援助部門と、求人学卒部門と大きく3つに分かれているハローワークが多いです。この専門援助部門というのは、名前の通り生きづらさを感じている方がご利用される窓口ということで、主に障害者、難病、生活保護受給者、児童扶養手当、手当受給者、住居確保困難者、刑務出所者さんの方がご利用されている窓口という形で覚えていただければと思います。特に今、私達の窓口でご利用人数が多いのは、障害者、難病、生活保護、この3本が一番多い利用者の方となっております。数は少ないのですが、刑務の方もハローワーク浦和では、多少なりとも就労支援をさせていただいておりますので、こちらの方でご紹介をさせていただければと思います。厚生労働省では各専門援助部門で、そういった刑務の方を就労支援しなさいということで、職業相談要領は設置されておりますが、今まで厚生労働省の方は、窓口に来た方を就労支援する、就職させる、それだけがひとつの目標として、就職件数だけが目標となっております。ただ、就職してもすぐ辞めてきてしまって、欠席、また、隣の生活保護受給者用の窓口でご相談を受けるといった繰り返しが続いておりました。そこで、定着率が高いハローワークを調べたところ、巡回相談というのをやっているハローワークが、やはり定着率が高いということがわかりまして、今年度初めて、こちらの相談事例というのを、厚生労働省の方でまとめさせていただきました。全国で約40のハローワークが刑務出所者の方の就労支援を行っていますが、ここに載っている数所なのですけども、定着率がよかったハローワークというふうに認識していただければと思います。やはり、巡回相談といって保護施設の方、私たちハローワーク浦和の方は清心寮さんなのですが、行かせていただきまして、ご本人の刑務所に入る前の普通の生活がどういったものか、また刑務所で罪を償ってその後どういった自分の生活スタイルを目標として考えているのか、そういったものを細かく聞き取りをさせていただいて、ご本人様の希望に合った職種をなるべくマッチングできるように日々努力しております。個別支援といって、刑務の協力事業所様だけではなく、一般求人で出ている求人様の中から、こういった背景がある方ですけれども受け入れは可能ですかということで、一人一人にあった求人を目指す個別開拓というのも実施しております。その甲斐もあってか、うちの窓口では刑務の方

は約80%就職されておりますので、かなりの就職率かなと思いますし、また定着率もほぼ70%は6ヶ月以上の定着確認がされておりますので、専門援助部門の方に戻ってくるというのは、本当に年間数人でとどまっている状態でありまして、そういった形で、生きづらさを感じている求職者様が来ている窓口が、専門援助部門という形になっております。こういった立場の方々には、たくさんの悩みや、苦しみを抱えていらっしゃるや、ハローワーク浦和の方ではそういったものを個々に解決できるように、障害者の職業ナビゲーターの他に、発達難病、精神障害者対応といったトータルコーディネーターというのをもいまして、個々に個別の相談も実施させていただいております。また、刑務の方に関しましては、刑務出所者就労支援ナビゲーターというのを2名配置してございまして、巡回相談には1名、窓口の対応には1名というふうに配置させていただいております。こういった形で様々な就労支援を行っているのがハローワーク浦和というふうに、本日認識していただければ大変ありがたいかなと思います。

平原委員（埼玉弁護士会）

埼玉弁護士会は、刑事弁護シェルターと申しまして、行き先、帰住先がない、被疑者被告人の方に、弁護士会の指定したシェルターを確保して、そこを機軸に社会生活の復帰を図るといふようなことを社会福祉士等と連携しながらやるというような制度の仕組みを持って今年度も活動を続けております。特段新しい取り組みをそこで展開しているということではないのですけれども、若干の情報だけ申し上げますと、実は昨年度に日弁連の方で、高齢者障害者という枠組みではありますけれども、福祉専門家と弁護人が連携して活動することについて、一定費用の補助をするという制度が誕生してございまして、当会ではその制度を更に拡大して生活困窮者全体での福祉士等との連携に広く適用できるようにしようということで今調整をしているというようなところで、そんなところが少し取り組みが進化したところかなというふうに考えております。

後藤委員（大宮地区保護司会）

皆様ご存じだと思うのですが、保護司は犯罪をした者、非行をした少年等の改善の方向性に向けてやっている者が保護司で、それを保護観察所から委託を受けて、相談をし改善の方向に向けてやっております。その中で、矯正局の方に聞きたいのですが、刑務所を満期出所する際に保護カードを提示しない限り、相談に行けないと思うのですが、それについて、全員に説明をして保護カードを配布、手渡しているのかというのが、私も相談している中で、友達が、その人は友達がいるからそっち相談できたのですが、相談する場所も全然ないと、それで友達に話をしてどこかないですかと、仕事であれば就労したいのだけでもなかなか

前歴があってできないというふうなことで、そういう相談というのは、全部に保護カードを配布していれば、相談窓口、保護観察所の方にいけると思うのです。行くことによってやはり、そこで委託している就労支援事業所が処遇先をつないでただけというふうなことになると思うのですけれども、何か話を聞くと全然もらってないとか、保護カードって何ですかと逆に聞かれる場合もあるので、それについてお伺いしたいところです。

村上委員（川越少年刑務所）

保護カードに直接携わる部門の職員ではないため、正確なお答えはできませんが、保護カードが発行される場合は対象者が出所時において仕事や住居が定まっておらず、帰る所もないというような方が対象となると聞いておまして、そのまま出所させてしまうと、またすぐに犯罪に手を染めてしまうということで、出所する人全員に対して、出所後の結びつきを担当しているセクションの方が個別に対象者を調べております。また、帰るための電車賃も、お金を本人が持っているかどうか実際に確認し、持ってなければ、チケットを出し帰住先の保護観察所まで行けるように対応しております。保護カードについては刑務所で説明していますので自分には必要がないと思ひ込み聞いてない方がおられるのかもしりません。

大園委員（東京矯正管区）

満期出所者の対策は、再犯防止施策の中で法務省においても、優先度は高く、出所前に、保護カード、更生緊急保護という仕組みの指導はしているところですが、現状として、満期で出る方というのは、自分には本当に支援が必要なのかどうかという点で、障害受容が乏しかったり、或いは我が事としてとらえられていない受刑者など、少なくありません。ですので刑務所の中でこういったアナウンス、或いは指導を受けていても、自分のこととしてなかなか捉えきれてないので、なかなか自分で手を挙げようとしません。刑務所や少年院に入っている間にそういったところへのアプローチはしていますが、結局は自分発意、希望を尊重する必要があります。こういった支援にかかる枠組みになると、本人の自覚や腹落ちが刑務所の中ではひとつ大きな課題ではあります。本人に我が事としてちゃんと捉えてもらう取組、これは保護カードに限らず、課題のひとつだと思います。

西村委員（さいたま保護観察所）

更生緊急保護の制度につきましては私どもの方で対応しているものでございまして、満車釈放者などの刑事司法手続きを終了された方など、一定期間身柄が拘束された方が釈放後に公共の衛生福祉機関の保護が受けられないといったような場合において、再犯防止の観点から対応させていただくという制度になっております。

て、釈放後、支援者がいらっしゃる場合には、更生緊急保護手続に必要な保護カードは、全員に渡していないというところがございます。後程詳しくご説明いたしますが、私どもの基本法である更生保護法が、先般、改正がなされまして、先ほど矯正さんからなかなか自分から保護が必要だなと周りの者が思っても、手を挙げない者がいるという話があったかと思いますが、そのような者に対して、保護観察官などから、保護の申し出を働きかけていくというような、仕組みができました。今までは刑務所出所した後に、その保護カードを携えて保護観察所に来なければ支援が受けられなかったのですけれども、事前に刑務所の中で保護観察所の方に保護を求めたいと申し出をするという仕組みも法改正に伴ってスタートしたところがございます。釈放後、社会の中で、必要な相談場所、公共の衛生福祉機関にうまく繋がることができない者もいるので、その繋ぎを良くするというを始めたところがございます。

後藤委員（大宮地区保護司会）

かなり大事なポイントというか、受け入れのネットワークを作るということだけではなくて、支援をなかなか言わなかったり自覚しなかったりする方たちに、どうアプローチするかということがひとつ出てきたということじゃないかなと思います。

柴崎委員（浦和地区更生保護女性会）

更生保護女性会では、主に非行予防、犯罪予防活動で、明るい地域の環境づくりを見守りという感じで進めているところです。具体的には、主に子どもの方にこの頃は重点がありますけれども、業務施設とか、保育園とか幼稚園、そういうところへ出向いたり、関係機関・団体の方と一緒に色んな行事に参加させたり、活動しております。また、当番の対象者の方には、清心寮の立派な先生がいらっしゃいますが、長年食事づくりをして、その人たちと交流をして一緒に食べておりますので、また浦和の保護観察所の方でお声をいただきまして、社会貢献活動の切手の切り取り作業を、守秘義務を守りながらやっております。私だけのことかもしれませんが今学校のことが出まして、私も今、地域と学校と生徒と、コミュニティスクールというのを推進しております、その役を少し前からいただいているんですが、そこでも生徒さんはとてもしっかりした人たちが出てらっしゃいますが、更生保護についてどこまで地域の方が知ってらっしゃるかなということで、広報活動の大事さというのを感じております。それから最後に、更生保護という月刊誌の熊谷先生のこの記事を私がこのときすぐ拝見してしまして、毎号とても愛読してありますが、ここにさいたま市教育委員、教育長に竹居先生が今度なられて、その前の細田教育長も女性の教育長で会議でお目にかかった直後に、この記事を読みまして、友達の女性会

の人にもこれを言ったところなのです。とても心強く感じまして、また何かとよろしくお願ひしたいと思ひます。

清水委員（更生保護法人清心寮）

今日は福祉まるごと相談窓口の事例までご説明いただき、またハローワークの巡回相談、非常に複合的な問題を持った方たちというご説明がありましたけれども、そういった方たちが増えてる中で、大変心強い、支援の懐が広がってるなというふうに心強い思いがいたしました。私ども清心寮は定員 20 人ですけれども、昨年度、実人員で、全国の刑務所から 117 人受け入れております。定員に対する値という率で言うと、おそらく全国で一番高い数字で、いっぱいいっぱい受け入れておりますけれども、その中で 32 人が高齢または障害を抱えた方たちで、自立まで本当に様々な配慮が必要な方たちです。そういう方々たちが 4 分の 1、おそらくこの率は全国でも際立って高い率だと思います。私どもが進んで受け入れているというよりも、保護観察所がそういう委託をしていただいているわけですけれども、それはやはりそれだけの方を受け入れさせていただいていても障害高齢の方たちも含めて全部で 117 人、自立までの期間は 3 ヶ月以内、これも非常に短いと思ひます。これはやはり先ほど申し上げました就労の支援ですとか、福祉の支援ですとか、医療の支援ですとか、様々な懐深い支援、連携が、さいたまの場合は、非常にいいというか、お力をいただいていることで、早く自立できるし、グループホームだったり、生活保護でアパート借りたり、最近では 70 歳を超えても、就労して頑張りたいという人が増えています。色々な方法がありますけれども、やはり、自立の支援が皆様のお力でできるし、早く自立できるということで、後からまた希望する人たちを受け入れることができるという、そういう、実績になっておりまして、保護施設は最近の法律では、宿泊保護事業と言われておりますけれども、施設内でのケアだけではなくて、地域のケアがあつて、初めて自立する支援ができるなという、数字の上でも大変ありがたいと思ひております。また自立した後、私どもも預けっ放しでお願いして、放しちゃいけないということで、訪問通所事業というのが始まっておりまして、希望者は 1 年間、原則として毎月訪問をして、訪問する中で、やはり改めて本人の生活が色々困難に陥ったりすることで、関係機関の皆様方にご相談して、本人たちだけでケア会議をやるというケースもありますけれども、そういうことを含めてお力をいただいております。御礼方々報告をさせていただきます。

吉田委員（埼玉県地域生活定着支援センター）

私どもの事業はご存じの通り、対象者が高齢者及び、障害を持たれている方、または障害の疑いのある方で、矯正施設等から出所した後、直ちに福祉サービスにつなげるという、所謂出口支援と、被疑者、被告人段階における支援、所謂入口支援

の被疑者等支援業務、事業を主に行っておるところです。その他、相談支援事業なども行っておりますが、最近の動向としましては出口支援の対象者として上がってくる方が、開設当初の方に比べるとかなり重い犯罪の方が増えてるなという印象がございます。また、十数年この事業も経ってきておりますので、私たちの支援が2回目、3回目といった形で複数回の方なども増えてきているというところがございます。そのためになかなか福祉サービスにつなげるということが、困難になってきているという課題が私たちの中では見られています。そういったところも含めまして、私たちの業務というのは私たちが全部最後までずっとフォローアップというのなかなか限界がございますので、地域の福祉サービスにつなげて、地域の方にバトンを渡すという役割ではありますので、引き続き地域の方と連携して業務を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひできればと思います。

利根川委員（青少年育成さいたま市民会議）

私ども青少年育成さいたま市民会議ということで、10区の中で理事さんが10人、それから10区の中で役員さんが67名、その中で、会議を開いたり、活動をやっております。令和5年度を目標としては、伸びよう伸ばそう青少年ということで、活動方針としては青少年の社会参加活動の推進を図る、或いは2番、青少年健全育成のための環境浄化活動の推進を図る。3番として青少年健全育成、いじめ撲滅についての市民啓発活動の推進を図る。それから4として、各地区独自の事業を充実させるということで、特に年間の主な事業としては、青少年の健全育成研修会ということで、講師の方を招いて活動しております。これは産業文化センターでやっております。それから、青少年の主張大会、これも小学生、中学生のおひとりの主張で、私はこういう思いですということで主張を大会でやっております。それから、大宮駅前の周辺浄化パトロールということで年間7回活動しております。そのようなことで、各会議の方は補導委員会ということで、67名プラス理事さんが3名入って70名で会議をやっております。

村澤委員（さいたま地方検察庁）

私、昨年令和5年の4月からさいたま地方検察庁の刑事政策総合支援室というところの室長という立場で、再犯防止の取り組みをしております。検察庁では所謂入口支援への取り組みを積極的に進めております。災害防止の取り組みに関しては、刑務所を出所した後の出口支援、こちらが時代が先でありまして、そちらのイメージが強いかと思うのですが、入口支援も大変数が増えておりますので、ここでご理解いただきたいというところでもあります。入口支援というのは何なのかというところなのですが、刑務所に入って出るまでこれをトンネルと考えまして、刑務所に入る前を入口支援、刑務所を出た後を出口支援と言っております。具体的には

何かというところですが、罪を犯したけれども不起訴になった場合、それが裁判で、執行猶予や、罰金刑などになって、刑務所に行かないという判決を受けた場合の支援を行うということなのです。高齢者や障害者などの生きづらさを抱える被疑者、起訴する前は被疑者、そして後は被告人に、判決を受けたら被告人ではなくなるのですけれども、受刑を終えた方ではないということですので、入口支援ということなのですが、その生きづらさを抱える被疑者被告人に対して、福祉事務所、保健所の他、地域包括支援センター、障害者生活支援センターなどの福祉関係機関や、更生保護法に基づく更生緊急保護の枠組みによる保護観察所や地域生活定着支援センターなどと連携し、息の長い支援につなげることで、再犯防止に資するように努力しております。皆様、検察庁の業務はなかなか知らないというところも多いかもしれませんが、検察庁は事件が送られてそれを起訴するかしないかと決めるところまでしか関与しておりません。ですので、検察庁の行う業務は、入口支援ということになるのですが、この入口支援業務を行う専門の部署として、私が室長を務めております刑事政策総合支援室を設置しております。検察庁は福祉機関ではないので、対応が難しいというところが大変多くございます。外部の社会福祉士さんを検察庁のアドバイザーとして登録して、必要に応じてそのアドバイスを受けながら業務を行っています。検察庁で入口支援を行っている事案は、年間200件以上に上っております。これをご理解いただき、検察庁では事件が送致されて起訴不起訴を決めるまで、非常に短期間で対応をしなければならないというものが多く、関係機関の皆様には連携調整において、色々のご尽力いただいているところですが、そのような検察庁の現状もご理解いただいた上、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたしたいと思っております。

西村委員（さいたま保護観察所）

私から2点、皆様に情報共有をしたいと思っております。1点目が改正更生保護法のことです。私どもの基本法である一部改正がなされており、改正された更生保護法が令和5年12月1日から施行されております。この改正更生保護法は、近年刑法犯の検挙人員の約半数が再犯者という実情にあり、刑事手続き終了後を含めた息の長い支援の推進が、再犯防止においては重要とされていることを踏まえ、この息の長い支援を推進するという観点から、先ほどお話した、更生緊急保護制度の拡充、そして保護観察所の業務といたしまして、新たに更生保護に関する地域援助というものを規定したところがございます。更生緊急保護制度の拡充でございますけれども、更生緊急保護の対象となる方が、これまで保護観察所に保護を求めることが可能な期間というものが、原則6ヶ月、最大1年までとしていたものを、相談内容によっては、原則6ヶ月、最大2年まで、保護観察所に保護を求めることを可能とするといった期間の延長というものが行われました。また、刑務所在所中から、

更生緊急保護を希望する者は、その申し出を可能とするということが行われました。また、保護観察所の新たな業務として規定されました、更生保護に関する地域援助とは、保護観察所が犯罪や非行した者の改善更生や、犯罪予防に寄与するために、地域住民の方、そして関係機関の方々からの相談に応じ、息の長い支援の実現に向けまして、犯罪非行に結びつく恐れのある様々な問題、生きづらさを抱える人たちを地域全体で支えていく、地域支援ネットワークの構築を行っていかうというものでございます。これまでも保護観察所では、地域住民の方ですとか、関係機関の方からのご相談に応じてきたところでございますが、私どもが対応できるのが保護観察を実施している対象者に関することというところがあったのですが、現に保護観察を受けているものに限らず、元保護観察対象者など、刑の執行を終えた者も含めまして、保護観察所の方で、当事者の方、或いは支援者の方、関係機関の方からのご相談に応じることを可能とするよう法改正をしたというところでございます。そして、保護観察所にも、鑑別所さんと同様に、地域相談窓口というものを設けまして、専門の担当者を置いたというところでございます。この情報につきましては、さいたま市さんの再犯防止推進のリーフレットに、掲載をお願いしているところでございます。また、この更生保護に関する地域援助に関連し、私どもでは令和4年10月から、民間事業者に委託をして、地域支援ネットワークの構築などを行う、更生保護地域連携拠点事業というものを実施しております。これは全国3ヶ所の保護観察所において、保護観察所だけではなく、民間団体と協力しながら、地域の支援ネットワークづくりなどを行っているものでございまして、法改正に先駆ける形でこれをやってきたというところがございます。この更生保護地域連携拠点事業につきましては、国の第二次再犯防止推進計画の7つの重要課題のうちの1つ課題、地域による包摂の推進の中でも取り上げられているところでございまして、私ども引き続き、この更生保護地域連携拠点事業というものを、民間団体とともに行っていきたいなというふうに考えているところでございます。この更生保護地域連携拠点事業におきましては、2つの事業をやっております、地域の支援ネットワークの整備をしていくということと、支援者支援、所謂刑務者支援に携わる方の関係者のご相談に応じるというようなことを、民間団体の方では対応してございます。何か相談したい場合には、保護観察所、更生保護地域連携拠点事業を受託している団体の方にも相談いただいても差し支えないところでございます。あともう1点、お話したいのが、保護司の方の現状でございます。近年、保護司の方の数が非常に減少傾向にありまして、また高齢化も進んでいるというところがございます。今後10年ほどのうちに、数多くの方が退任される見込みがあるというところがございますので、法務省におきましては、昨年5月に、有識者などから成る持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会というものを立ち上げて、その検討が今行われているというところがございます。ちなみに、11月1日現在埼玉県内の保護司の数でございま

すが、定員が 1644 人のところ、1424 人ということで充足率が 86.6%、また平均年齢も 66.7 歳というところでございます。保護司の皆様は地域の中で、安全安心な地域社会づくりをしていく上で、地域の要となっていていただいているところでございます。この保護司のなり手不足は、地域の再犯防止を進めていく上で大きな課題のひとつとなってございます。さいたま市さんの推進計画において民間協力者の活動の促進広報啓発活動の推進を取り上げていただいているところでございますが、引き続き、どうぞ更生保護ボランティアの活動、或いは保護司の活動につきまして、広報誌などに取り上げていただくなど、保護司の適任者確保にご協力をいただければありがたいと思っております。以上 2 点について、ご報告いたしました。

村上委員（川越少年刑務所）

昨年、1 点だけ刑務所の事業として新しい取り組みがスタートしました。それが被害者等の心情等の聴取伝達制度ということです。毎年刑事政策関係で新しいのを取り入れているのですけれども、今回は結構大きくて、犯罪被害者から、刑務所の職員が実際に、お話をお聞きして、希望があれば、その受刑者に指導するという内容です。具体的にはその話を聞いてから、本人の受刑者の処遇の目標、出所するまでにこれを目標にこなさいと、そういった中に被害者視点の、こういったことに出所するまでに直してくださいというような被害者の言葉自体を直接反映させるという、かなり今までやってこなかったことを開始しています。これまで川越ではまだ事例はないのですけれども、埼玉県警さんと被害者支援センターからの先生が来ていただいて、ご指導を受けてるところでございます。この会場来る前に朝、埼玉新聞を見ましたところ、先週、京アニ事件で死刑判決を受けた青葉被告は、新聞で見ると、2014 年あたりに水戸刑務所において、それから喜連川に行って、出所してさいたま市に、特別調整でこられたということで、原因としては一般評論家かもしれないのですけれども、孤立が問題だったのではないかというふうに書かれていたもので、こういった機会が非常に大事ななとつくづく感じました。

大園委員（東京矯正管区）

矯正においては、刑法の一部改正にともない拘禁刑が来年の 6 月本格的に動き出すことになる中で、目下、刑務所では、これに伴い改正された刑事収容施設法において、刑事施設の長に社会復帰支援の責務がある旨明記されたことから、刑務所の中の処遇のあり方や、教育プログラムのあり方、或いは特性に応じた集団の編成の仕方など、試行、検討をしているところです。

こうした状況下にあつて、東京矯正管区の一部署である更生支援企画課の活動の一つというところでは、さいたま市の次期の計画策定にあたっての統計データなど

を提供させていただいており、引き続き、ご要望いただければと思います。

加えて、広報的などころでいけば、毎年7月は再犯防止推進月間ですが、当管区で新たに啓発動画を作成しておりますので、ぜひともご活用いただければと思います。あとは、東京矯正管区は関東甲信越と静岡地域にある矯正施設を管轄しているところですが、その矯正施設が所在する基礎自治体にお声掛けさせていただき、今年度から、矯正施設の職員向けの研修として、再犯防止と地方創生の視点でワークショップ研修を開催しました。

来年度も開催予定ですので、その際は、また、さいたま市にも、お声掛けさせていただければと考えております。

鈴木委員（埼玉県警察）

新しく始めた少年の健全育成に関する協定につきましては、先ほど、埼玉少年鑑別所様から、ご報告のあった通りであります。

その他、従来からの取り組みとしてですが、関係機関・団体との連携としては、例えば暴力団からの離脱がございます。

希望者に対して、離脱方法についてのアドバイスですとか、暴力団離脱者の就労相談等の社会復帰支援を実施したりですね、あとは非行少年の立ち直り支援として、学習支援活動、或いは各種体験活動の実施等を継続して実施しているところであります。

吉野委員（さいたま市社会福祉協議会）

障害者生活支援センターを平成25年度から受託しておりまして、社会福祉士、また精神保健福祉を、専門職6名を配置しております。

近年、問題が複雑化しており、解決までに時間を要してしまって、そのためにですね、職員の体制強化を図りたいところですが、職員の担い手不足という問題があります。

また、スキルアップ等も課題にはなっておりますが、今後とも関係機関の皆様と連携を図りながら、問題解決に取り組んで参りたいと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

野中委員（さいたま市民生委員児童委員協議会）

民生委員児童委員は、犯罪をした方かどうかというのはわからないんですね。

地域の中で、誰1人とり残すことなく、一人一人がその人らしく暮らせるようにと思って、見守り活動をしております。

認知症であったり、高齢であったり障害があっても、地域の一員として、分け隔てなく、接するということで活動しております。その中で、相談があった場合は、

その話をよく聞き、支援が必要な場合は、関係機関へつなぎ、連携します。

先ほどお話があった、福祉まると相談窓口、複合的な問題を抱えている方と接したときには、その窓口につなぐということをしております。

また、そういう窓口があるんだよということを周知活動もしております。

それから、学校関係ですね、連携して、児童や青少年の健全育成のために、いじめや非行を以後、未然に防げるように、地域の自治会や育成会などのネットワークと連携して、見守りを進めています。

犯罪を起こさないような、起こさせないような、加害者にも被害者にもならないような、顔の見える、支えあいの明るい地域づくりを心がけて活動しています。

社会を明るくする運動では駅前では広報グッズを配布するなどの活動にも協力しております。

1つだけ、民生委員児童委員、そして主任児童委員という委員がありますけれども、悩み事が成り手不足ということなので、そういうことを再犯防止を支えるという意味でも、成り手をできるだけ出していただけるような、そういうふうな地域にしていきたいと思います。

4 閉会